

総合保証パック

入院・入居・旅行などに必要な 「身元引受保証人」で お困りの方に

「家族の役割」引き受けます！



任意後見・生前契約受託機関

NPOリすシステム

E-mail liss-system@seizenkeiyaku.org

URL <https://www.seizenkeiyaku.org/>

リすシステム

検索

お問い合わせなどはこちらへ

 **0120-889-443**

リすシステムパートナー

任意後見・生前契約受託機関 **NPOリすシステム**

リすシステムパートナー

プライバシーマークは「個人情報を適切に管理していると評価された事業者」だけが使用できるマークです。個人情報保護法に適切に対応していることを表しています。



発行：2025年5月

「保証人が必要」

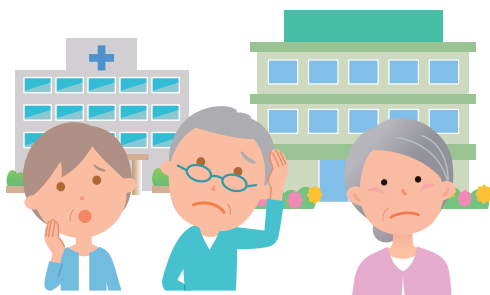
そう言われて、悩んだことはありませんか？

高齢者施設入居 病院にかかるとき

- ☐ 1人で暮らしている
- ☐ 家族や親族と疎遠になっている
- ☐ 子どもや親族に負担をかけたくない
- ☐ 頼れる人が近くにいない

高齢者施設に入居 病院に入院してから

- ☐ 入居・入院時に手伝いがほしい
- ☐ 病気やけがのときに面倒を見てほしい
- ☐ 認知症になったら世話をしてほしい
- ☐ 手術の立ち会い、付き添いをしてほしい



誰にでも訪れる 「その時」

- ☐ 葬儀・納骨をしてくれる人がほしい
- ☐ 自分の死を子どもや親族に知らせてほしい
- ☐ 住居の片づけ・不用品の処分などをしてほしい
- ☐ 財産の整理を信頼できる人に託したい



高齢者施設に
入居するときの
「入居手続き・引越し」

病気になったときの
「付き添い・手続き」
「手術立ち会い」

人生を締めくくる「葬儀」
死亡届などの「手続き」
「住居の片づけ」
「不用品の処分」

これら「**家族の役割**」を**公正証書契約**で担うしくみ

それが **NPOリすシステム** の

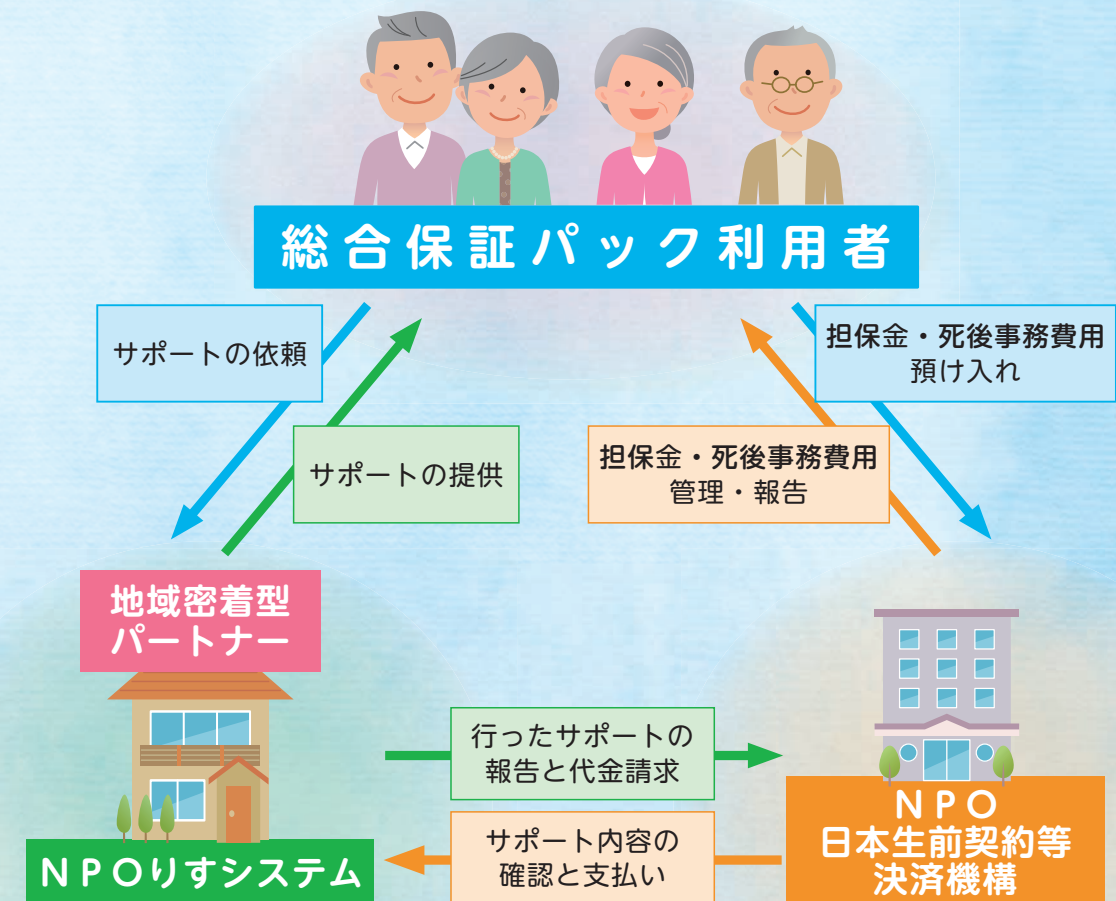
「総合保証パック」

申込み手続きの流れについては… **4** ページ 費用については… **10-11** ページ

目次

NPOリすシステムの総合保証パック 安心の仕組み	2-3
引き受けます！「家族の役割」 申込み手続きの流れ	4
5つの契約で切れ目のないサポートを実現	5
契約家族になるために	6-7
リすシステム5つの安心 - 生前契約のパイオニア -	8
あなた(利用者)を支える契約家族(リすシステム)	9
総合保証パック費用の内訳	10
申込手続き 契約後に必要な費用 契約後に提出いただく書類	11

安心の仕組み



地域密着型パートナー・預託金
NPO日本生前契約等決済機構については… **8** ページ

いつかくる「その時」まで
あなたをしっかり支えます

サポート内容については… **12-15** ページ ご注意いただきたいこと… **20-21** ページ

死後事務の内容例	12-13
生前事務の内容例	14-15
その他のサービス	16-17
NPOリすシステム 組織の概要 リすシステム関連団体	18
個人情報保護 基本方針	19
注意事項	20-21
全国に広がるリすシステムのネットワーク	22-23

引き受けます！「家族の役割」 「総合保証パック」



- 入院や入居のときに必要な身元引受保証人でお困りの方におすすめのプランです
- 5つの契約によって「家族の役割」をりすシステムがお引き受けします
- 申込金150万円～で契約締結後、ただちに身元引受保証が受けられます

申込み手続きの流れ

1

申込み

- りすシステムへ次の書類を送付
 - ①「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書
 - ②住民票(本籍地記載のもの)
 - ③戸籍謄本
 - ④印鑑登録証明書
 - ⑤口座振替依頼書※発行日から3か月間有効
- 総合保証パック申込金納付

2

契約締結

- 公証役場にて①生前契約基本契約②生前事務委任契約③任意後見契約④負担付死因贈与契約⑤死後事務委任契約を締結
- 契約の日から身元引受保証の利用が可能

3

後日面談

- 死後事務についての打合せ、りすシステムへの提出書類の作成
- 希望により公正証書遺言作成のご相談

「5つの契約」で 切れ目のないサポートを実現

りすシステムでは、5種類の**契約書・公正証書**(※1)で
あなたの安心をより確実なものにします

1

生前契約基本契約

2

生前事務委任契約公正証書

- 高齢者施設入居や入院時の身元引受保証だけでなく、通院や入退院時の付き添い、手術の立ち会いなど、生活の中で助けがほしいときに、お手伝いをするための契約です。

3

任意後見契約公正証書 (※2)

- 認知症等で十分な判断ができなくなったとき、りすシステムが任意後見人として契約の代理、日常生活の支援、生活費の管理などをお手伝いします。

4

負担付死因贈与契約公正証書 (※3)

- 火葬から納骨、家の片づけなど死後に必要な事務をりすシステムが責任を持って行います。その実費を死後にりすシステムに支払う契約です。

5

死後事務委任契約

- ※1 公正証書：裁判官や検察官を務めた法律家等で、法務大臣に任命された「公証人」が作成した公文書
- ※2 任意後見契約：2000年に新設された制度。判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ介護契約の代理などを託す人を決めておく契約
- ※3 死因贈与：人が亡くなったことを条件に、財産を贈与すること

契約家族[®] になるために

自立した生活を送っているときから、判断力が低下したとき、そして死後に至るまで、りすシステムがしっかりと支援を続けられるために各種の「契約」を結びます。「契約」があることで、りすシステムが「家族」の役割を担うことが可能になります。



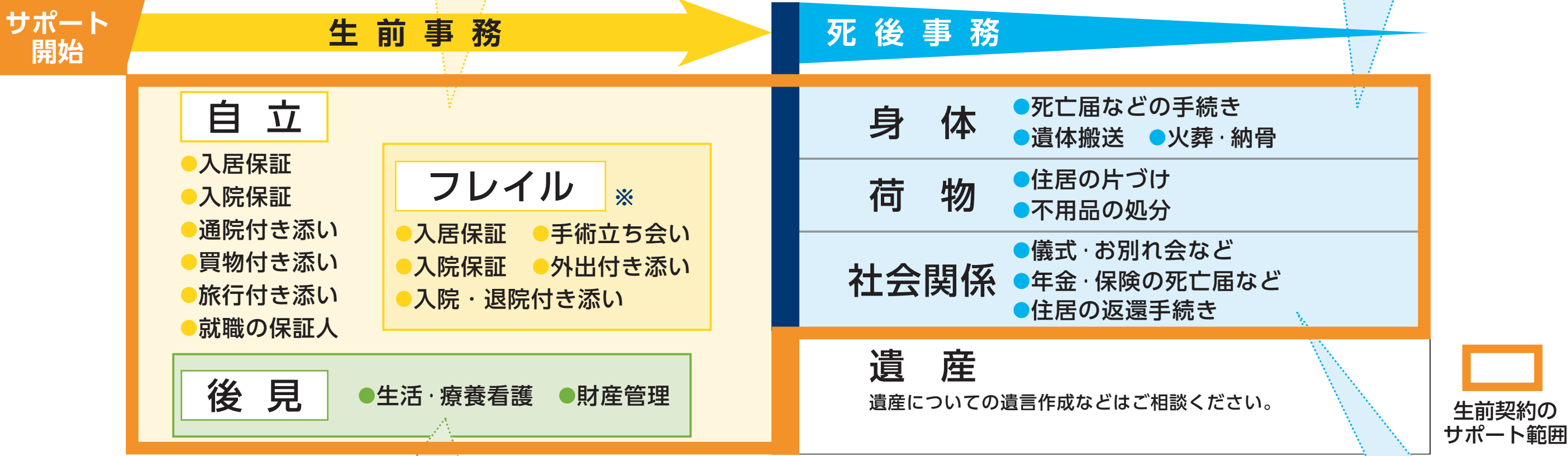
1 「生前契約基本契約」

2 「生前事務委任契約公正証書」

日々の暮らしの中で「こんなことをしてほしい」というとき、依頼に応じてサポートが受けられる契約です。身元引受保証、日常生活の支援などをお引き受けしています。

4 「負担付死因贈与契約公正証書」

死後事務委任契約、「私のおぼえがき[®]」にもとづいて、その費用を死後に贈与し、りすシステムへの支払いをする内容です。



3 「任意後見契約公正証書」

認知症になるのか、ならずに生涯を終えるのかは分かりません。また脳障害等で突然寝たきりになることも。判断力が衰えたときに備え、任意後見人にりすシステムを指名しておくことで、万一認知症等になっても安心して生活を送ることができる契約です。

※フレイル…人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)と呼びます。
(東京都医師会HPより)

5 「死後事務委任契約」

死亡した後に必要なさまざまな仕事を「私のおぼえがき[®]」の内容によって、りすシステムが実施することができるようにしておく契約です。

りすシステム 5 つの安心

ー 生前契約のパイオニア ー

りすシステムのりす(Liss)は Living・support・service(生活支援サービス)の略称です。核家族化や少子高齢化が進み「家族の役割」を担うことを、もやいの会(18ページ参照)会員から求められ、1993年10月、日本で初めて生前契約を受託する法人として発足。以来「契約家族®」契約の先駆けとして、多くの方々をサポートしてきました。

1 公正証書による契約

りすシステムの契約は「公正証書」を主とした契約です。公正証書とは公証人(法務大臣が任命した特別な公務員)が作成する公文書です。生前契約は、その人の生涯にわたる大切な契約ですから、証明力と信頼性に優れた公正証書による契約をしておくことで、いざというとき、りすシステムに依頼されたことを確実に実行します。

2 決済機構

NPO日本生前契約等決済機構(略称: 決済機構)は、生前契約のしくみに賛同した裁判官や検察官経験者、弁護士、公認会計士などの国家資格者を中心として構成され、りすシステムが契約通りのサービスをしていることをチェックします。また、利用者からお預かりする生前契約担保金等の管理を行います。

3 必要な費用について

いっどこで何が起こっても大丈夫のように、費用の準備が必要です。急な入院で自分で入院費等が支払えない場合など、りすシステムがいったん立て替え払いし、後日、口座振替にて精算させていただきます。万一引き落としが間に合わない、残高不足等の事態に備えて、契約期間中、生前契約担保金をお預かりしておきます。死後事務に必要な資金は、生命保険等で準備いただくか、決済機構でお預かりしておくこともできます。

4 24時間365日つながります

いざというときは、いつやってくるかわかりません。緊急コールセンターは24時間365日つながります。

5 地域密着型パートナー制度

利用者の皆さんから依頼された、さまざまなサポートを、業務委託先である『りすセンター(パートナー)』が実施します。各種契約書は、りすシステムから業務委託先に再委任することができる内容となっており、個人情報保護方針にも必要な範囲で個人情報の第三者提供などについて定めています。りすセンターが実施した仕事については、りすシステムがすべての責任を負います。また、利用者の皆さんからのご要望やクレームも、りすシステムが責任をもって対応いたします。

あなた(利用者)を支える 契約家族®(りすシステム)

あなたを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割=りすシステム



総合保証パック費用の内訳

200万円コース	金 額	150万円コース	金 額
① 登録申込金	5万円	① 登録申込金	5万円
② 契約事務手数料	20万円	② 契約事務手数料	20万円
③ 生前契約担保金	25万円	③ 生前契約担保金	25万円
④ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	150万円	④ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	100万円
合 計	200万円	合 計	150万円

- 賃貸住宅や高齢者施設等の保証を受託する際は、保証の担保金として家賃や施設等へ支払う金額(月額)の3か月分程度が必要です。

※りすシステムが行うサービスに必要な費用を事前にお預かりします。皆さんからお預かりする預託金は、別組織である NPO日本生前契約等決済機構(P.8参照)が管理します。実際に使われた分だけ、同機構のチェックのもとでりすシステムに支払われます。安心と信頼を確実なものにするための独自のシステムです。

総合保証パック費用の内訳 各項目の説明

- ① りすシステムと決済機構に申込みをするための費用です。
- ② りすシステム運営のためご負担いただく費用です。公正証書による契約完了後は返金できません。公正証書による契約完了前に申込撤回された場合、15万円返金いたします。
- ③ 契約期間中お預かりしておきます。契約終了時(解約・死亡など)に精算して返金いたします。決済機構がお預かりします。
公正証書契約締結時に公証役場へ支払う金額(約7万円)を含みます。
- ④ 死後事務(12～13ページの「基本型死後事務(予算50万円)」+住居の片づけ・不用品の処分・諸手続) ※のために預けていただくものです。
※住居の片づけ・不用品の処分・諸手続の費用の目安(状況によって変更になることもあります)
ワンルーム18㎡程度 … 10万円、ワンルーム25㎡程度 … 20万円
40㎡程度(2DK) … 30万円、60㎡程度(3LDK) … 40万円
■ 精算後、余った死後事務に必要な費用の預託金をご指定の方(もしくは団体)にお渡しします。

申込手続き

- ① 「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書、口座振替依頼書に必要な事項を記入してください。
- ② 戸籍謄本・住民票(本籍地記載のもの)・印鑑証明書を用意してください。
- ③ 上記 ①・② を封筒に入れ、投函(切手は不要)してください。
- ④ 「総合保証パック申込金」を納付してください。
 - ・郵便局から送金の場合 … 払込用紙を切り取り線から切り取って使用してください。
 - ・銀行から送金の場合 …… 下記口座へ送金して下さい。※振込手数料はご負担ください。

送金先 三井住友銀行 麹町支店 普通預金8590400
名義: トクヒ リスシステム

送金先 三菱UFJ銀行 神保町支店 普通預金0248694
名義: トクティヒエイリカツドウハウジン リスシステム

契約後に必要な費用

年 会 費	12,000円(1,000円/月) ■ 申込金納付の翌月から1年分を一括口座引き落とし(毎年)
サポート費用	1日(6時間程度): 2名対応15,000円・1名対応10,000円 半日(3時間以内): 2名対応 7,500円・1名対応 5,000円 +各支部所在地からの往復交通費実費 ■ 現地までの移動時間は含みません ■ 6時間を超えるサポート、早朝・深夜は追加費用がかかります
事務手数料	入院・入居等身元引受保証の依頼: 5,000円/件 緊急連絡先の依頼: 3,000円/件 他
そ の 他	■ 賃貸住宅や高齢者施設等の保証を受託する際は、保証の担保金として家賃や施設等へ支払う金額(月額)の3か月分程度が必要です ■ 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就任した後、月額10,000円の任意後見人報酬および監督人に対する費用他が必要となります

※サポート費用や事務手数料は、口座引き落としでお支払いいただきます。
※業務はりすシステム監理のもと、りすセンター(パートナーが在籍)および協力団体に委託します。
※住宅の身元引受保証人・連帯保証人および緊急連絡先を受託する際は、セコム株式会社等が提供するかけつけ対応のある見守りサービスを導入することが必須要件です。また、収支状況、資産などの確認をさせていただきます。
※お申込みの撤回や解約に伴う返金については20ページをご確認ください。

契約後に提出いただく書類

- ※「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書に加えて、下記の書類を後日ご提出ください。
- ・企画書: りすシステムに依頼したい死後事務の内容をご記入いただく書類です。
 - ・医療上の判断に関する事前意思表示書: 終末期医療等についての希望をご記入いただく書類です。
 - ・諸手続参考資料表: 年金や保険、取引金融機関等の連絡先をご記入いただく書類です。
 - ・後見ノート(後見事務履行に関する事前意思表示書): 認知症等になった場合の「生活のあり方」についての希望をご記入いただく書類です。

死後事務の内容例

りすシステムでは、人が亡くなったときに発生するさまざまな業務を行います。
「標準的な死後事務」は、その中でもほとんどの方が必要と思われるものです。
それ以外にも、ご希望により多様な死後事務をお引き受けします。

標準的な死後事務

価格変動などへの対応分を含め、およそ100万円程度です。(基本50万円を含む)
死後事務完了後に精算し、余剰金をご指定の方へ返金します。

基本型死後事務 (予算50万円)



〈基本型死後事務50万円には含まれません〉

事務手続き

- 電気・ガス・水道などの解約手続き・精算



荷物・住居 (ワンルーム～2LDK程度)

- 住居の片づけ
- 不用品の処分
- 賃貸住宅、施設の返還手続き
- 個人情報関係書類等の適切な処分



その他の死後事務

〈別途費用が必要です〉

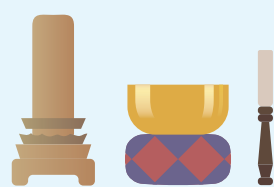
葬儀・告別式

棺、祭壇、死装束、供花



宗教儀礼

読経、戒名の授与



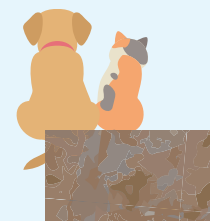
納骨

- 石工の手配
- 所定場所以外の納骨



ご希望通りに納骨できない場合、りすシステム提携の合葬墓に埋葬いたします。

ペットの処遇

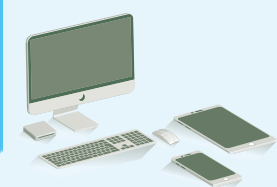


荷物・住居

- 荷物が多い場合
- エレベーターなしの場合など



デジタル記録の消去



撒骨



生前事務の内容例



りすシステムの主な業務は、身元引受保証、認知症等で判断力が低下した後の任意後見人の受託、個人情報の保護となります



入院・手術の同意支援
入居等の身元引受保証や
緊急連絡先の受託



医療上の判断の支援



就職の
身元引受保証



旅行の緊急連絡先
の受託

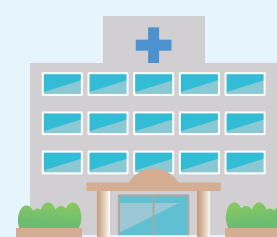


認知症等で判断力が
低下した際の
任意後見人受託



パートナーに委託します

※サポートを受ける際は費用がかかります。11ページを参照ください。



通院の付き添い



病状説明に同席



入院・手術の立ち会い



セコム等による
日常生活の見守り・手配



介護関連
各種手続き



高齢者施設等への
住み替えの相談
施設見学の付き添い



引越しや家の片づけ
不動産の管理、売却等の
相談・手配・立ち会い



墓の管理・掃除
墓じまいの相談・手配
立ち会い

その他のサービス



定期刊行物

りす倶楽部

各分野の専門家の方に寄稿いただく読み物、りすシステム支部・パートナー活動記、各種イベントや相談会のスケジュール、イベントの写真、皆さんからのお便りなどを掲載しています。



ARCO(アルコ)通信

りすシステム関連団体のイベント情報や報告記事を掲載しています。

※ARCO…スペイン語arcoiris「虹」が由来。

あの世とこの世の架け橋となるようにとの願いを込めています。



誕生日カード

お誕生月に「誕生日カード」「確認シート」をお送りします。「確認シート」は、皆さんの近況や体調をお尋ねするシートになっていますので、皆さんからのご返信をお待ちしています。ご返信がなかったり、シートの内容で気になることがあればご連絡します。



確認シート

見守り訪問

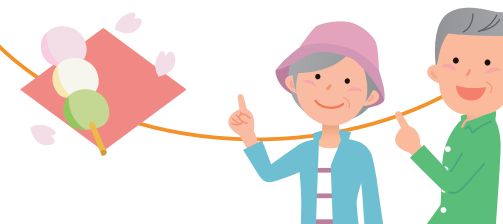
「見守り訪問」を希望される方には、年1回ご自宅などに訪問します。日々の暮らしでの困りごと、気になることなどご相談ください。見守り訪問のお申し出は、「誕生日カード」に同封している「確認シート」で申込みができます。見守り訪問は無料です。



各種イベント・相談会

利用者同士の交流会・親睦会

新年会、お花見、各地の名所散策、ランチ会、お茶会など、バラエティに富んだ内容です。



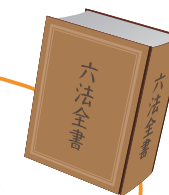
なんでも談話室 談話サロン

時間内なら出入り自由のオープンなおしゃべり、情報交換の場です。毎回、さまざまな話題で盛り上げます。



法律相談

弁護士に相談できます。



暮らしのよろず相談会

住み替え、リフォーム、不動産売却、お墓のこと等のご相談をはじめ、日常の暮らしの中の、ちょっとした困りごとに、専門のスタッフがお答えします。



ニュージーランド 撒骨の旅

撒骨の旅を開催しています。

※利用者サービスは、事情により変更する場合があります。

NPOりすシステム

●組織の概要

1993年秋、生前契約は「Liss(りす)システム」(Living・Support・Service・システム)として産声をあげました。動機は「もやいの会」の会員から、葬儀など死後のこと、生前に必要な入院や、高齢者施設入居の保証人などを引き受けてほしい、という切実な要望に応えたからです。

創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、契約により行った仕事の確認とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月「りすシステム」は生前契約の受託機関としてNPOに組織変更しました。その結果、一段と活動の範囲も業務の質も向上し、今日に至っています。

【名称】特定非営利活動法人 りすシステム

【主たる事務所】東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

【本部】東京都千代田区九段北1丁目4番5-5階

【支部】札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分

【役員構成】代表理事：杉山 歩(理事11名) 監事：清水 勇男、中井 孝

●めざすもの

最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。2000年4月「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までの一貫したサポートができるようになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが安心して利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

●活動の内容と役割

- 1.これまで家族が担っていた、日々の暮らしの中で人が生きていくために必要な、自分自身ではできないことの支援
- 2.高齢者施設や賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術立ち会い等の身元引受保証
- 3.認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート(任意後見契約・法定後見人等の受託)
- 4.死後に発生するさまざまな仕事や事務処理の引受け(葬儀の主宰や家族への支援を含む)
- 5.その他

●その他の活動(地球に恩返し of 森づくり事業部)

2009年以降、「地球に恩返し of 森」(大分県由布市庄内町)づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。



「地球に恩返し of 森」イメージキャラクター しんのちゃん

りすシステム関連団体

もやいの会

1990年設立。さまざまな事情で墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超え、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓「もやいの碑」を運営しています。生前から「死後のすみか」を同じくする人々の仲間づくりの活動をしています。

個人情報保護方針

NPOりすシステム(以下、「当法人」という)は、世界人権宣言と日本国憲法の趣旨に則り、基本的な人権の享有と社会正義の実現、そして地球環境の保全と「人」との共生社会の実現、死者の人権の確立と擁護することを法人理念として「生前契約・任意後見受託法人」として契約家族の普及に努めております。

そして、その活動を行うに相応しい組織となる為、全従業者、関係者、利用者様等からお預かりする大切な個人情報の保護徹底を社会的責任と認識し、個人情報保護マネジメントシステムを導入し実践することをここに宣言します。

- 1.当法人は、事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供を行います。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行わず、目的外利用を行わないための措置を講じます。
- 2.当法人は、本人の同意がある場合または法令に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3.当法人は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」(JIS Q 15001)等に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、適切に運用いたします。
- 4.当法人は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止および是正のための措置を講じます。
- 5.当法人は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 6.当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情および相談への適切かつ迅速な対応に努めます。また、当法人が保有する開示対象個人情報の開示等の求め(利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、個人情報の利用の停止、訂正、消去および第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示)について適切かつ迅速に対応いたします。
- 7.当法人は、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を行ないます。

特定非営利活動法人りすシステム

代表理事 杉山歩

制定：2017年4月1日

改定：2024年5月10日

<個人情報苦情及び相談窓口> ※本方針へのお問合せはこちらまで。

特定非営利活動法人りすシステム 企画室室長 芳賀みゆき

連絡先〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5 北の丸ガラスゲート5F

電話番号 03-3511-3277

注意事項

【サポート開始時期について】

契約締結日より、各種サポートの利用が可能になります。

【解約・返金について】 ※かならずお読みください。

- (1) 申込金の入金日から8日以内に文書で申込撤回の通知をいただいた場合、申込金は全額返還致します。入金日から9日以降に申込撤回のお申し出があった場合は、申込金は返還致しかねます。
- (2) 入金日から9日以降、公正証書契約に至る前に解約のお申し出があった場合、その時点までにかかった費用(出張面談をした場合の日当・交通費等)・公証役場キャンセル料(発生した場合のみ)・経過分の年会費月割額をご負担いただきます。その時点で契約事務手数料または生前契約担保金を納付済みの場合は、上記費用を差し引いた上で残金を返金致します。
- (3) 公正証書契約完了後に解約となった場合、生前契約担保金から、公正証書契約解除に係る費用を差し引いた金額と、未経過の年会費月割額を返還致します。申込金・契約事務手数料は返還致しかねますのでご了承ください。なお解約時に契約事務手数料・生前契約担保金・年会費が未納付の場合は、契約事務手数料・公正証書契約解除に係る費用・経過分の年会費月割額を納付いただきます。

【サポートができない場合について】

1. 利用料の支払いができない場合

- (1) 生前事務の利用料の引き落としが、2回連続で不能となった場合、サポートをお引き受けすることができなくなります。
- (2) 死後事務は、原則として私のおおえがき®で決められた限度額の範囲で行います。必要な費用は、限度額の全額をお預かりするか、生命保険金で準備していただきます。
※万一、預託金がない場合、保険金が支払われない場合や、遺産からお支払いいただけない場合は、生前契約担保金の範囲内で死後事務を行うことになります。

2. 天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じた場合

天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じたとき、または、それらの事態が予見されるとき。

【契約の解除について】

(1) 利用者からの解除

利用者は、生存中に限りご本人の意思でいつでも契約を解除することができます。ただし、解除には公証人の認証が必要です。(費用はご本人の負担となります)

解約に必要な費用

- 解約事務手数料 5万円
- 公証人の認証に係る手数料 実費

(2) りすシステムからの解除

- ① 次の事態に至り、りすシステムが任意後見人になることが困難であるとき、または、その他やむを得ない事情があるときに限り、「決済機構」の同意を得たうえで契約を解除することができます。
 - 利用者の判断力が著しく低下したと、りすシステムが判断し、利用者に速やかに医師の診断をうけるよう促したにもかかわらず、利用者が拒んだ場合
 - 利用者自身または他人の生命、財産等に危害を及ぼしたり、危害を及ぼすおそれがあるとりすシステムが判断し、利用者の行為の制止や、利用者を保護しようとしたにもかかわらず、利用者が拒んだ場合
- ② 利用者がりすシステムの事業を著しく妨害し、その信用を棄損するような行為をした場合

【契約の終了について】

下記に該当する場合、契約は終了します。

- (1) 契約が解除されたとき
- (2) りすシステムが解散したとき
- (3) 利用者またはりすシステムが破産手続き開始決定を受けたとき
- (4) りすシステム以外の者が利用者の成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人に選任されたとき
- (5) 任意後見契約に関する法律の定めに従い、りすシステムが任意後見人を解任されたとき
- (6) 利用者が死亡したときは、生前事務委任契約および任意後見契約は終了し、死後事務委任契約の効力が発生します。

【契約が終了したときの返金について】

契約が終了した場合、以下の通り返金します。

- ・預託金の残余额
- ・未経過分の年会費

※公正証書を作成していた場合、公正証書契約の解除に伴う諸費用をご負担いただきます。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

りすシステムは、自立自戒・清廉潔白を旨として、地域社会に対してより一層の安全・安心を提供できるよう、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、一切の取引を行わず、それらの勢力からの不当な要求は断固拒絶するものとします。

全国に広がるりすシステムのネットワーク

中国支部〈広島〉

Tel 082-568-1585
Fax 082-568-1598

〒732-0052広島県広島市東区
光町2-4-4 セレニティ光601号

〈最寄駅〉 JR「広島駅」
新幹線口から徒歩 10 分

九州支部〈福岡〉

Tel 092-738-2718
Fax 092-738-2719

〒810-0042福岡県福岡市
中央区赤坂1-12-2
赤坂高喜ビル401号

〈最寄駅〉 地下鉄空港線
「赤坂」駅 徒歩 3 分

大分支部〈大分〉

Tel 097-538-6263
Fax 097-538-6267

〒870-0026大分県大分市
金池町2-3-4
九電大分ビル2階

〈最寄駅〉 JR「大分」駅北口より
徒歩 5 分
バス利用:大分バス「中央通り」[金
池] 停留所下車徒歩 2 分
大分交通バス「大分駅前」停留所
下車徒歩 5 分

主たる事務所（登記住所）

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 5-35-37

西日本支部〈大阪〉

Tel 06-6809-2289
Fax 06-6809-7790

〒530-0044大阪府大阪市北
区東天満1-10-14
MF 南森町2ビル4階

〈最寄駅〉 地下鉄谷町線
「南森町」駅 徒歩 7 分
JR 東西線「大阪天満宮」駅
徒歩 4 分

四国支部〈松山〉

Tel 089-933-5670
Fax 089-933-5685

〒790-0004愛媛県松山市
大街道3-5-4シャトー美紀303

〈最寄駅〉 伊予鉄道城南線
「大街道」駅 徒歩 10 分

北日本支部〈仙台〉

Tel 022-797-2072
Fax 022-797-2073

〒980-0021宮城県仙台市
青葉区中央2-7-30 角川ビル606

〈最寄駅〉 JR「仙台」駅 徒歩 5 分
「あおば通」駅 徒歩 3 分
仙台市営南北線「広瀬通」駅
徒歩 2 分

本部・東日本支部〈東京〉

Tel 0120-889-443
Fax 03-3511-3278

〒102-0073 東京都千代田区
九段北1-4-5
北の丸ガラスゲート5 F

〈最寄駅〉 東西線・半蔵門線・都営
新宿線「九段下」駅
徒歩 3 分
JR・東西線・南北線・有楽町線・大
江戸線「飯田橋」駅
徒歩 10 分

中部日本支部〈名古屋〉

Tel 052-569-2254
Fax 052-569-2274

〒450-0002愛知県名古屋市
中村区名駅2-28-9
名駅ブライトビル503号

〈最寄駅〉
JR「名古屋」駅 徒歩 10 分

北海道支部〈札幌〉

Tel 011-756-4165
Fax 011-756-4166

〒001-0024
北海道札幌市北区北二十四条
西3-1-7 商工センタービル6階

〈最寄駅〉 札幌市営地下鉄
南北線「北24条」駅徒歩 1 分

西東京ブランチ〈埼玉〉

Tel 03-5275-1311
Fax 04-2935-7480

〒359-0024 埼玉県所沢市
下安松443-32

〈最寄駅〉
JR 武蔵野線「新秋津」駅
徒歩 10 分
西武池袋線「秋津」駅北口
徒歩 10 分

りすセンター・新木場〈東京〉

Aiセンター・新木場〈東京〉

Tel 0120-373-959(りすセンター)
Tel 0120-980-235(Aiセンター)
Fax 03-3522-5677

〒136-0082
東京都江東区新木場4-6-13

〈最寄駅〉 有楽町線・京葉線・高速
りんかい線「新木場」駅より
バス 8 分 バス停「東千石橋」
下車徒歩 5 分

